

◎健全化判断比率(4指標)

(単位:%)

	①	②	③	④
標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
1,893,086 千円	— ※赤字なし	— ※赤字なし	9.4 ※H23は12.1%	0.4 ※H23は20.5%
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※4指標のうち早期健全化基準を一つでも超えると、「財政健全化計画」を議会の議決を経て作成しなければならない。また更に財政状況が悪くなり財政再生基準を一つでも超えると「財政再生計画」を議会の議決を経て作成し、実質的には国の管理下で財政再建を図ることとなる。

☆健全化判断比率に関する問い合わせ先
総務課財政係 0478-72-2111

◎資金不足比率

(単位:%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.00

※資金不足なし

※経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を議会の議決を経て作成しなければならない。

☆資金不足比率に関する問い合わせ先
まちづくり課(水道) 0478-72-3322

(平成24年度決算における健全化判断比率等の状況について)

☆財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がなく、実質公債費比率については、起債を発行する際の許可団体となる基準の18%を下回っています。現在のところ財政は「健全」であると言えます。

☆資金不足比率についても、資金不足がないため、水道事業については「健全」であると言えます。